

万田坑及び関連施設等案内システム開発業務委託
企画提案募集 実施要領

平成 27 年 10 月 3 0 日

荒尾市教育委員会生涯学習課

1. 目的

万田坑を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録された。世界遺産登録後、万田坑への見学者が増加する中、施設案内の充実が急務の課題である。

各施設等の歴史や価値等を分かりやすく伝えるためには、ガイドスタッフの充実を図る必要があるが、人数の確保と育成は短時間で成し得るものではなく、また、外国人見学者への対応も現状ではできない状況にある。

こうした状況の中、施設等の案内機能を補完するとともに見学者（特に外国人見学者）へのインターネット環境の充実を図るため、スマートフォン等情報端末機器を活用した写真、動画、音声（多国語にも対応）による施設案内システムの開発及び Wi-Fi スポットの整備を行うものである。

2. 業務等の概要

(1) 件名 : 万田坑及び関連施設等案内システム開発業務

(2) 契約方法 : 公募型プロポーザル方式による随意契約

本件に係る仕様を提示した上で、企画提案を募集する。各事業者から提出された提案書等及びプレゼンテーションをもって審査の上、最も優れた企画提案を提示した事業者（最優秀提案事業者）との間で、予算の範囲内における業務委託契約を締結する。

なお、本業務の実施にあたり、次に掲げる各契約を締結するものとする。

①万田坑及び関連施設等案内システム開発業務委託

②万田坑及び関連施設等案内システム維持管理業務委託

(3) 履行期間 : ①契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

※ただし、平成 28 年 3 月中に運用を開始すること。

②平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料 : ①6, 000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

②3, 946 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）【注】

※契約締結に当たっては、荒尾市契約規則（昭和 39 年 9 月 5 日規則第 19 号）第 6 条の規定に基づく契約保証金を納付いただきます。

注：当該契約に係る債務については、平成 27 年 12 月に予定される荒尾市議会定例会において、債務負担行為として上程を予定しており、当該債務行為に係る予算の議決をもって、その予算の範囲内で契約締結するものとします。

(5) 支払方法 : ①業務完了後、検査の上、契約金額を一括して支払います。

②履行期間中の毎月において、検査の上、当該月の履行部分に係る金額を支払います。

なお、月の履行部分に係る金額については、契約金額を60（履行期間の月数）で除して得た額を原則し、詳細について契約交渉の際に協議するものとします。

（6）業務内容：①万田坑及び関連施設等の案内システム（以下、「案内システム」という。）

開発業務

ア. ICTを活用した万田坑及び関連施設等の案内用コンテンツの作成（画像、音声、多国語化）

イ. Wi-Fiスポットの整備（万田坑ステーション周辺エリア）

ウ. 貸出用のタブレット端末の整備

エ. その他（操作研修、マニュアルの作成等）

※詳細については、別添「万田坑及び関連施設等案内システム開発業務委託仕様書」を参照してください。

※平成29年3月までのシステムの不具合対応及び修繕その他の案内システムの補修に係る作業及び費用は事業者負担とします。

②万田坑及び関連施設等の案内システムの維持管理業務

※本業務は、事業者が提案する案内システムの運用に当たり発生する維持管理業務を想定するものです。

※業務内容の詳細については、事業者において適切に設定してください。

※事業者で設定した業務内容をもってしても、案内システムの運用に支障が及んだ場合は、案内システムの利用における市側の明らかな過失又は天災等不測の事態によるもの以外は、その作業及び費用は事業者負担とします。

※本業務内容の例は次のとおりです。なお、業務内容を限定するものではありません。

ア. 回線接続に係る維持管理

※インターネット回線を利用する場合は光回線を敷設すること

イ. 案内システムの運用における保守及び点検

a. 情報セキュリティ対策機器の保守

b. 案内システム機器の保守

c. その他案内システムの運用に当たり使用する機器等の保守及び点検

ウ. 案内システムにおいて利用するコンテンツ等の運用

エ. その他事業者が提案する案内システムの運用において発生する維持管

3. 応募要領

(1) 参加表明手続き

本件に係る公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は次の日時までに、参加表明書その他の提出書類（以下、「参加表明書等」という。）を提出してください。

①提出書類

ア. 参加表明書 別添 1

イ. 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書（参加表明書を提出する日から、前3カ月以内に発行されたもの）

ウ. 納税証明書（参加表明書を提出する日から前3カ月以内に発行されたもので、国税及び地方税において滞納（未納）がないことを示すものに限り。）

※地方税に係る証明書については、事業者が所在する都道府県及び市町村における証明書を提出してください。

エ. 申立書 別添 2

オ. 業務受託経歴書 別添 3

カ. 誓約書 別添 4

キ. 役員名簿 別添 5

※上記イにおいて「役員に関する事項」に記載されている方（辞任されている方及び法人を除く。）について記載してください。

②提出期限

平成27年11月18日（水）午後5時15分まで【必着】

③提出先

荒尾市教育委員会生涯学習課

864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

※開庁時間は、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで

④提出方法

持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によることとします。

※参加表明書等を郵送により提出する事業者は、提出期限までに、荒尾市教育委員会生涯学習課に電話で到着を確認してください。

(2) 参加資格等の審査及び提案書の提出要請

市長は、上記（1）により参加表明書等を提出した者について、参加資格及び実施要領への

適合に関する確認を行い、施工実績等の審査を経て提案書の提出を要請する事業者を選定し、提案書提出要請通知書により、提案書その他の提出書類（以下、「提案書等」という。）の提出を要請します。

なお、提案書提出要請通知書による通知を受けた事業者は、提案書提出要請通知書にて指定された日までに提出意思確認書を提出してください。当該提出意思確認書の提出がないときは、辞退したものとみなします。

4. 応募資格要件

(1) 参加資格要件

本件に係る公募型プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- ①要綱第5条第1項第1号及び第3号から第7号までの規定を満たすこと。なお、要綱第5条第1項第2号の規定は参加資格の要件としない。
- ②過去2年間において自治体又はそれに準じる団体等の案内システム開発等の実績があり、かつ当該システムの保守点検業務の実績を有していること。
- ③その者の所在地（住所）が、荒尾市から概ね3時間以内にアクセス可能な場所に所在し、また問題等が発生した場合にも、その者の技術担当者が遅滞なく駆けつけ、その問題に対して原因究明その他対応が可能なこと。

(2) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書等の提出日を基準とします。ただし、参加表明した者（以下、「提案者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、本件に係る提案を行うことができないものとし、既に提案書等を提出された提案者があるときは、これを無効とします。

- ①参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- ②提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ③本件に係る提案者、提案内容等について評価するため設置する評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の設置から最優秀提案事業者の決定までの間に、当該委員会の委員に対して故意に接触を行ったとき。

5. 質問書の提出

本実施要領等の内容に関する質問書の提出は、本件に係る公募型プロポーザル方式に参加しようとする者に限ります。

- ①提出方法：書面にて下記電子メールアドレス宛に送信してください。

電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

なお、書面の様式は問いません。質問書には、商号（名称）、代表者名、連絡先

及び担当者氏名等を明記し、質問内容については、明瞭簡潔にまとめてください。

②提出期限：平成27年11月11日（水）午後5時15分まで【必着】

質問書の受付終了時刻に関しては、提出先における着信日時とします。

③提出先：world.heri@city.arao.lg.jp【荒尾市教育委員会生涯学習課】

※提出期限までに、荒尾市教育委員会生涯学習課まで電話で到着を確認してください。

6. 質問書の回答

質問書に対する回答については、平成27年11月13日（金）に荒尾市ホームページにて掲示します。なお、電話及び口頭等の個別対応は行いません。また、無用な混乱を招く恐れがあるものについては、当該質問に回答しないことがあります。

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類

①提案書【正本1部 副本10部】

(※副本については、提案者が判明しないように留意すること。)

◎提案書に盛り込むべき内容

- ・企画意図、基本コンセプト
- ・提案に係る仕様書
- ・業務実施計画（12月下旬に契約した場合の工程表を作成してください。）
- ・業務実施体制（業務遂行責任者等を明らかにし、経歴・実績等も記載してください。）
- ・業務予算計画（平成28年度以降の維持管理経費を詳細に記載してください。）
- ・独自企画提案（仕様書に定めるもの以外に新たな提案があれば記載してください。）
- ・類似業務実績（概要等をまとめ、記載してください。）

◎様式

- ・表紙、目次を除き、A4版15ページ以内、片面印刷で提出してください。
- ・印刷は、カラー、モノクロの別を問いません。

②見積書【正本1部 副本10部】

(※副本については、提案者が判明しないように留意すること。)

(ア) 見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入。

(イ) 次のいずれかに該当する場合、見積書は無効となります。

- ・見積りに際し、不正の行為があったと認められるもの。
- ・2つ以上の金額を表示したもの又は同一提案者から2通以上提出されたもの。
- ・見積書の正本において、所在地、商号（名称）若しくは代表者名の記載がないもの、又

は押印のないもの。

- ・見積金額その他必要な文字を訂正したもの又は文字が確認できないもの。

(2) 提出期限

平成27年12月4日(金)午後5時15分まで【必着】

(3) 提出先

荒尾市教育委員会生涯学習課

864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

※開庁時間は、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によることとします。

※提案書等を郵送により提出する提案者は、提出期限までに、荒尾市教育委員会生涯学習課に電話で到着を確認してください。

8. 審査方法及び審査内容

(1) 審査方法

評価委員会において、提案者からのプレゼンテーション及び提案書等の内容を審査の上、評価点を付し、その順位を決定します。

なお、提案書等の提出において次のいずれかに該当した場合は、当該提案書等を無効とし、提案者からのプレゼンテーション及び提案書等の内容の審査は行いません。

- ①上記7. 提案書等の提出にて記載する内容と異なる提出をしたとき
- ②提案書等の内容が明らかに本件仕様を満たしていないとき
- ③その他評価委員会において、予め提案書等の内容を確認した上で、提案者からのプレゼンテーションの必要がないと判断したとき

また、評価点においては、最低基準評価点を設けるものとし、提案者の評価点が当該最低基準評価点未満の場合は、その順位を決定しません。

※プレゼンテーションについて

- ・プレゼンテーションを行っていただく提案者のみ、文書にて連絡します。
- ・提出された提案書等に基づき、プレゼンテーションを行ってください。
- ・プレゼンテーションに要する機材は、提案者にて準備してください。
- ・実際のシステム機器又は既に導入されている参考のシステム機器を持ち込み、必ず操作方法等を見せてください。
- ・プレゼン時間等詳細は、別途連絡します。

(2) 審査内容

評価項目	評価基準	配点
1. 業務実績	・業務実績（実績数、規模等）をどの程度有しているか。	10点
2. 施行能力	・業務スケジュールが妥当なものか。	10点
3. 企画力	・世界遺産価値など万田坑及び関連施設の魅力が適切に情報発信できるものであるか。 ・見学者などがシステムを容易に利用できるものであるか。 ・他のガイドシステムなどとの連携の可能性があるか。 ・利用者の個人情報などのセキュリティ管理が徹底されるものであるか。 ・平成28年度以降の維持管理に係る費用が適切に計画され、過大なものとなっていないか。	80点

9・最優秀提案事業者の決定

(1) 最優秀提案事業者候補者の特定

評価委員会において決定した順位の結果及び提案価格の評価を、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行い、最優秀提案事業者の候補者を特定します。ただし、全ての提案者が本件仕様を満たさないと判断した場合は、最優秀提案事業者の候補者を特定しないことができるものとします。

なお、審査会における評価にあたっては次の算定方法により評価点数を付すものとし、評価委員会にて決定した順位者毎に算出するものとします。ただし、当該評価点数は、審査会において行う評価を制限しないものとします。

評価点数 = 技術評価に係る評価点数 (A) + 価格評価に係る評価点数 (B)

A = 評価委員会にて付した評価点 ÷ 100 × 70

B = 最低提案価格 ÷ 提案価格 × 30

※「提案価格」とは、提案者が提出した見積書における見積金額とし、①万田坑及び関連施設等案内システム開発業務委託に係るものと②万田坑及び関連施設等案内システム維持管理業務委託に係るものの合計とします。

「最低提案価格」とは、評価委員会にて決定した順位者の提案価格の内、最も低いものとします。

(2) 最優秀提案事業者の決定

市長は、評価委員会の評価及び審査会の結果を踏まえ、最優秀提案事業者を決定します。

(3) 採用決定通知書等の通知

市長は、最優秀提案事業者にあたっては採用決定通知書により、その他の者にあたっては不採用決定通知書により通知します。

10. 最優秀提案事業者の決定後の手続き

(1) 市長は、決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行います。

(2) 契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行います。

(3) 契約締結における契約内容は、仕様書及び提案書等（プレゼンテーションにおける説明内容等を含む。）に基づくものとします。

(4) 本件公募型プロポーザル方式による事業者選定の結果については、契約締結後、荒尾市ホームページにおいて次の事項を公表するものとします。なお、個別のお問い合わせには、一切応じられませんので、ご了承ください。

①業務等の概要

②最優秀提案事業者の所在地、商号（名称）及び代表者氏名

③契約金額

④評価委員会及び審査会における審査の概要

⑤その他必要な事項

(5) 最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、市長は不採用決定通知書の通知に関わらず、評価委員会の評価及び審査会の結果を踏まえ、最優秀提案事業者に相当する者を決定し、この者との間において契約交渉を行うことができるものとします。この場合においては、上記（2）から（4）までを準用します。

(6) 上記（5）において、契約締結に至らなかったときは、契約締結に至るまで、最優秀提案事業者に相当する者を新たに決定し契約交渉を行うことができるものとします。

11. スケジュール

	内 容	期 日
1	公告	平成 27 年 10 月 30 日
2	質問書の提出	平成 27 年 10 月 30 日～11 月 11 日【必着】
3	質問書に対する回答	平成 27 年 11 月 13 日
4	参加表明書等の提出	平成 27 年 10 月 30 日～11 月 18 日【必着】
5	提案書提出要請通知書の通知	平成 27 年 11 月 20 日

6	提案書の提出意思確認書の提出	平成 27 年 11 月 30 日まで
7	提案書等の提出	平成 27 年 12 月 4 日まで【必着】
8	プレゼンテーションの実施	平成 27 年 12 月上旬
9	最優秀提案事業者の決定	平成 27 年 12 月上旬
10	契約締結	平成 27 年 12 月中旬

12. その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出並びに説明（提案者が行うプレゼンテーションを含む。）に要する費用その他本件公募型プロポーザル方式に参加するための費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 本件に関して提出された書類等の提出後の修正又は変更は認めません。また、提出された書類等は返却いたしません。
- (3) 本件に関して提出された提案書の著作権は、提案者に帰属します。ただし、荒尾市において必要と判断した場合は、提案書の複製及び内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 本件に関して提出された提案書等は、荒尾市情報公開条例（平成 13 年 12 月 25 日条例第 17 号）に基づく公文書公開請求の対象となります。
- (5) 企画提案は、1 提案者につき 1 案とします。
- (6) 提案書等の提出後に辞退する場合は、「辞退届」別添 6を提出してください。

13. 評価委員会事務局について

荒尾市教育委員会生涯学習課

担当：吉田、岩本

電話：0968-63-1681

FAX：0968-62-1218

メールアドレス：world.heri@city.arao.lg.jp

